



金 沢 市 公 報

第 3 1 4 1 号 の 2

令和6年(2024年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
● 告 示		○介護保険法の規定による事業者の指定について	8
○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について(交通政策課)	1	て(介護保険課)	8
○ふるさと納税寄附金等に係る指定納付受託者の指定について(総務課)	2	○介護保険法の規定による事業の廃止について(2件)	8
○金沢市電子申請サービスを通じて納付する使用料、手数料等に係る指定納付受託者の指定について(デジタル行政戦略課)	3	○子ども・子育て支援法の規定による特定教育・保育施設の確認について(保育幼稚園課)	9
○いしかわ施設予約サービスを通じて納付する使用料に係る指定納付受託者の指定について()	3	○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認について()	9
○包括外部監査契約の締結について()	3	○粗大ごみ及び臨時多量ごみに係る戸別収集手数料に係る指定納付受託者の指定について(ごみ減量推進課)	10
○令和3年告示第131号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について(文化財保護課)	4	● 公 告	
○地縁による団体の告示された事項の変更について(市民協働推進課)	4	○予防接種を行うことについて(健康政策課)	10
○計量器の定期検査の実施について(ダイバーシティ人権政策課)	5	○地区計画等の原案の縦覧について(都市計画課)	12
○市民課で納付する使用料等に係る指定納付受託者の指定について(市民課)	5	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて(農業委員会事務局)	12
○令和6年度の国民健康保険料の料率等について(保険年金課)	5	● 公営企業公告	
○平成9年告示第52号(福祉健康センターの所管区域を定めたことについて)の一部改正について(福祉健康センター総務課)	7	○令和6年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について(下水道整備課)	13
		● 病院事業告示	
		○金沢市病院事業の設置等に関する条例第13条第2項に規定する使用料に係る指定納付受託者の指定について(市立病院事務局)	14

告 示

●金沢市告示第81号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

名 称	位 置	駐車できる 自転車等の区分	入場及び 出場の時間	利用に供する期間
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町イ10番地26	自転車	午前零時から 午後12時まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
金沢市営堅町自転車駐車場	金沢市堅町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
金沢市営此花町自転車駐車場	金沢市此花町210番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場	金沢市堅町86番地1	自転車	午前零時から 午後12時まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

●金沢市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎3丁目1番1号	令和6年4月1日
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	令和6年4月1日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	令和6年4月1日

株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.SビルN棟2階	令和6年4月1日
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	令和6年4月1日
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン13階	令和6年4月1日

- 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入
ふるさと納税寄附金及び金沢マラソンチャリティーランナー枠寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付されるものに限る。）
- 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

●金沢市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

- 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA	令和6年4月1日

- 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入
金沢市電子申請サービスを通じて納付する使用料、手数料等
- 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

●金沢市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

- 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4	令和6年4月1日

- 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入
いしかわ施設予約サービスを通じて納付する使用料
- 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

●金沢市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

- 契約の期間の始期
令和6年4月1日

- 2 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所
越田 圭
金沢市東力3丁目104番地1
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払う。

●金沢市告示第86号

令和3年告示第131号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

表中

書跡	かすがかいし 春日懐紙	そうかほかよんしゅ 草花他四首	1幅	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定令和5年3月22日	を
書跡	かすがかいし 春日懐紙	そうかほかよんしゅ 草花他四首	1幅	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定令和5年3月22日	に
歴史資料	ほんりゅうじかんけいしりょう 本龍寺関係資料		1,072点	金沢市金石下本町1番23号 宗教法人 本龍寺	指定令和6年4月1日	

改める。

●金沢市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
御所町一丁目町会	代表者の氏名及び住所	高島 智恵子 金沢市御所町1丁目63番地	村上 浩二 金沢市御所町1丁目379番地1	令和6年 3月3日
金石湊町町会	主たる事務所所在地 代表者の氏名及び住所	金沢市金石西4丁目19番29号 池田 護 金沢市金石西4丁目19番29号	金沢市金石西4丁目14番3号 川上 英彦 金沢市金石西4丁目14番3号	令和6年 4月1日
打尾町会	主たる事務所所在地 代表者の氏名及び住所	金沢市打尾町ワ35番地 石田 敏夫 金沢市打尾町ワ35番地	金沢市打尾町甲37番地 細野 直彦 金沢市打尾町甲37番地	令和6年 4月1日
山川町町会	主たる事務所所在地 代表者の氏名及び住所	金沢市山川町リ4番地 源 憲二 金沢市山川町リ4番地	金沢市山川町リ19番地 南 健一 金沢市山川町リ19番地	令和6年 4月1日

戸室新保町会	主たる事務所 所の所在地	金沢市戸室新保イ 73 番地 1	金沢市戸室新保口 331 番地	令和6年 4月1日
	代表者の氏 名及び住所	加藤 正一 金沢市戸室新保イ 73 番地 1	中川 智之 金沢市戸室新保口 331 番地	
中山町町会	主たる事務所 所の所在地	金沢市中山町ハ 62 番地	金沢市中山町ハ 180 番地 1	令和6年 4月1日
	代表者の氏 名及び住所	村上 孝志 金沢市中山町ハ 62 番地	中村 剛 金沢市中山町ハ 180 番地 1	

●金沢市告示第88号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 定期検査を行う区域

泉小学校、泉野小学校、内川小学校、扇台小学校、押野小学校、四十万小学校、十一屋小学校、新神田小学校、西南部小学校、中央小学校、戸板小学校、富樫小学校、長坂台小学校、中村町小学校、西小学校、額小学校、伏見台小学校、緑小学校、三和小学校、三馬小学校、安原小学校、米泉小学校及び米丸小学校の児童通学区域

2 対象となる特定計量器

質量計

3 定期検査を行う期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社北國銀行	金沢市広岡2丁目12番6号	令和6年4月1日
株式会社北国クレジットサービス	金沢市片町2丁目2番15号	令和6年4月1日
株式会社エンパシ	東京都品川区小山台1丁目8番5号	令和6年4月1日

2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

市民課、市民センター及び税務課で納付する使用料及び手数料、ITビジネスプラザ武蔵及び金沢未来のまち創造館で納付する使用料並びに金沢広域急病センターで納付する使用料、手数料及び雑入

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

●金沢市告示第90号

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率並びに条例第31条第1項、条例第31条の3第1項及び同条第4項の規定により基礎賦課額から減額する額、条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに条例第31条第5項において準用する同条第1項並びに条例第31条の3第3項において準用する同条第1項及び同条第6項において準用する同条第4

項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の7.40
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円
- (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年19,800円
 - 特定世帯 1世帯につき年9,900円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年14,850円

2 基礎賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年16,800円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年13,860円
 - 特定世帯 1世帯につき年6,930円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年10,395円
- (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年12,000円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年9,900円
 - 特定世帯 1世帯につき年4,950円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年7,425円
- (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年4,800円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年3,960円
 - 特定世帯 1世帯につき年1,980円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年2,970円
- (4) 条例第31条の3第1項及び同条第4項の減額する額
 - 条例第31条第1項第1号、2号又は3号により減額されている世帯以外の世帯
 - 対象の被保険者1人につき年12,000円
 - 条例第31条第1項第1号により減額されている世帯
 - 対象の被保険者1人につき年3,600円
 - 条例第31条第1項第2号により減額されている世帯
 - 対象の被保険者1人につき年6,000円
 - 条例第31条第1項第3号により減額されている世帯
 - 対象の被保険者1人につき年9,600円

3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.58
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年10,320円
- (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年6,720円
 - 特定世帯 1世帯につき年3,360円

- 特定継続世帯 1世帯につき年5,040円
- 4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年7,224円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
- 1世帯につき年4,704円
- 特定世帯 1世帯につき年2,352円
- 特定継続世帯 1世帯につき年3,528円
- (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年5,160円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
- 1世帯につき年3,360円
- 特定世帯 1世帯につき年1,680円
- 特定継続世帯 1世帯につき年2,520円
- (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年2,064円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
- 1世帯につき年1,344円
- 特定世帯 1世帯につき年672円
- 特定継続世帯 1世帯につき年1,008円
- (4) 条例第31条の3第3項において準用する同条第1項及び同条第6項において準用する同条第4項の減額する額
- 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号、2号又は3号により減額されている世帯以外の世帯
対象の被保険者1人につき年5,160円
- 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号により減額されている世帯
対象の被保険者1人につき年1,548円
- 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号により減額されている世帯
対象の被保険者1人につき年2,580円
- 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号により減額されている世帯
対象の被保険者1人につき年4,128円
- 5 介護納付金賦課額の保険料率
- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.34
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年11,880円
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき年6,000円
- 6 介護納付金賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年8,316円
- イ 1世帯につき年4,200円
- (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年5,940円
- イ 1世帯につき年3,000円
- (3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年2,376円
- イ 1世帯につき年1,200円

●金沢市告示第91号

平成9年告示第52号（福祉健康センターの所管区域を定めたことについて）の一部を次のように改正します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

表泉野福祉健康センターの項中「犀川小学校 湯涌小学校 押野小学校」を「押野小学校 西南部小学校 三和小学校」に改め、同表元町福祉健康センターの項中「明成小学校 馬場小学校」を「明成小学校」に、「小坂小学校 大浦小学校」を「小坂小学校 犀川小学校 湯涌小学校」に改め、同表駅西福祉健康センターの項中「緑小学校 安原小学校 西南部小学校 三和小学校」を「大浦小学校 緑小学校 安原小学校」に改める。

●金沢市告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770107264	訪問介護ステーション 樹	金沢市長町1丁目4番14号 メゾン・コモード305号	株式会社フレア	令和6年3月1日	訪問介護

●金沢市告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770106324	デイサービスセンター玉川苑	金沢市芳斉2丁目3番28号	公益財団法人金沢健康福祉財団	令和6年2月29日	通所介護
1770100830	株式会社アイビス デイサービスセンター 愛美住・横川	金沢市横川5丁目441番地	株式会社アイビス	令和6年2月29日	通所介護

●金沢市告示第94号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1760190916	福祉用具貸与事業所 白寿園	金沢市浅野本町二122番地1	株式会社中央白寿会	令和5年10月31日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
1760190916	福祉用具販売事業所 白寿園	金沢市浅野本町二122番地1	株式会社中央白寿会	令和5年10月31日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

●金沢市告示第95号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、特定教育・保育施設として次のとおり確認したので、同法第41条の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	施設の種類	確認年月日	事業開始年月日
川上幼稚園	金沢市幸町17番34号	学校法人川上幼稚園	幼保連携型認定こども園	令和6年3月6日	令和6年4月1日
木の花幼稚園	金沢市長町3丁目1番15号	学校法人木の花幼稚園	幼保連携型認定こども園	令和6年3月6日	令和6年4月1日
清泉幼稚園	金沢市橋場町13番17号	学校法人清泉幼稚園	幼保連携型認定こども園	令和6年3月6日	令和6年4月1日
あいいくこども園	金沢市小將町8番23号	社会福祉法人第三善隣館	保育所型認定こども園	令和6年3月6日	令和6年4月1日
西泉こども園	金沢市西泉5丁目103番地	社会福祉法人西泉保育園	保育所型認定こども園	令和6年3月6日	令和6年4月1日
みどりが丘こども園	金沢市緑が丘19番8号	社会福祉法人みどりが丘保育園	保育所型認定こども園	令和6年3月6日	令和6年4月1日
未来のひろば	金沢市田上の里2丁目220番地	社会福祉法人若松福祉会	保育所型認定こども園	令和6年3月6日	令和6年4月1日
済美幼稚園	金沢市朝霧台2丁目67番地	学校法人済美幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和6年3月6日	令和6年4月1日

●金沢市告示第96号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

預かり保育事業

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	確認年月日	事業開始年月日	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別
あいいくこども園	金沢市小將町8番23号	社会福祉法人第三善隣館	認定こども園	令和6年3月1日	令和6年4月1日	満たしている
みどりが丘こども園	金沢市緑が丘19番8号	社会福祉法人みどりが丘保育園	認定こども園	令和6年3月1日	令和6年4月1日	満たしている
西泉こども園	金沢市西泉5丁目103番地	社会福祉法人西泉保育園	認定こども園	令和6年3月1日	令和6年4月1日	満たしている
未来のひろば	金沢市田上の里2番地220	社会福祉法人若松福祉会	認定こども園	令和6年3月1日	令和6年4月1日	満たしている

一時預かり事業

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	確認年月日	事業開始年月日
川上幼稚園	金沢市幸町17番34号	学校法人川上幼稚園	認定こども園	令和6年3月1日	令和6年4月1日
みどりかわい幼稚園	金沢市上安原2丁目130番地1	学校法人河合学園	認定こども園	令和6年3月1日	令和6年4月1日
かわい幼稚園	金沢市泉本町3丁目111番地	学校法人河合学園	認定こども園	令和6年3月1日	令和6年4月1日
第二かわい幼稚園	金沢市入江1丁目203番地1	学校法人河合学園	認定こども園	令和6年3月1日	令和6年4月1日
伏見かわい幼稚園	金沢市米泉町5丁目26番地	学校法人河合学園	認定こども園	令和6年3月1日	令和6年4月1日

●金沢市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA	令和6年4月1日

2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

粗大ごみ及び臨時多量ごみに係る戸別収集手数料

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により次のとおり公告します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	別冊「金沢市A類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」（登載省略）のとおり
麻疹風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ第1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		

ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの		
麻疹第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻疹第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
風しん第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性		
不活化ポリオ第1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		
結核 (BCG)	1歳に至るまでの間にある者		
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 平成9年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた女子		
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者		
ロタウイルス感染症	生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間で予防接種法施行令第1条の3第1項の表ロタウイルス感染症の項の厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに同項の厚生労働省令で定める日までの間にある者		
ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・インフルエンザ菌b型	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		

2 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 麻疹及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 風しん第5期に係る予防接種の対象者にあつては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの

抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者

(7) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

(8) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの

(9) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了したものを除く。)及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者

(10) (2)から(7)まで(6を除く。)及び(9)に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であつた間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種(ロタウイルス感染症を除く。)の対象者であつた者であつて、当該予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第3条第2項の厚生労働省令で定めるものにかかつたことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核(BCG)にあつては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和62年条例第46号)第2条の規定により、次の地区計画等の原案を令和6年4月1日から同月15日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画等の原案について、令和6年4月1日から同月22日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	末町地区 地区計画	金沢市末町及び辰巳町の各一部	別図(登載省略)のとおり

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

公 営 企 業 公 告

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年条例第44号)第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

令和6年4月1日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

第5負担区

桂町及び南塚町の各一部

第6負担区

大浦町、大友町、北間町、須崎町及び専光寺町の各一部

第7負担区

末町、辰巳町、今町、大場町、八田町、福久町及び南森本町の各一部

病 院 事 業 告 示

●金沢市病院事業告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社北国クレジットサービス	金沢市片町2丁目2番15号	令和6年3月15日

2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）第13条第2項に規定する使用料

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年(2024年)4月1日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄